

社会保険 しまね

助け合い 生きる安心 社会保険

No.808

平成29年
3月号

P2 日本年金機構からのお知らせ

P3 協会けんぽ島根支部からのお知らせ

P4 島根県社会保険協会からのお知らせ



《筍子》楠本宗平 / 今岡美術館蔵(出雲市天神町)



新任事務担当者説明会のご案内

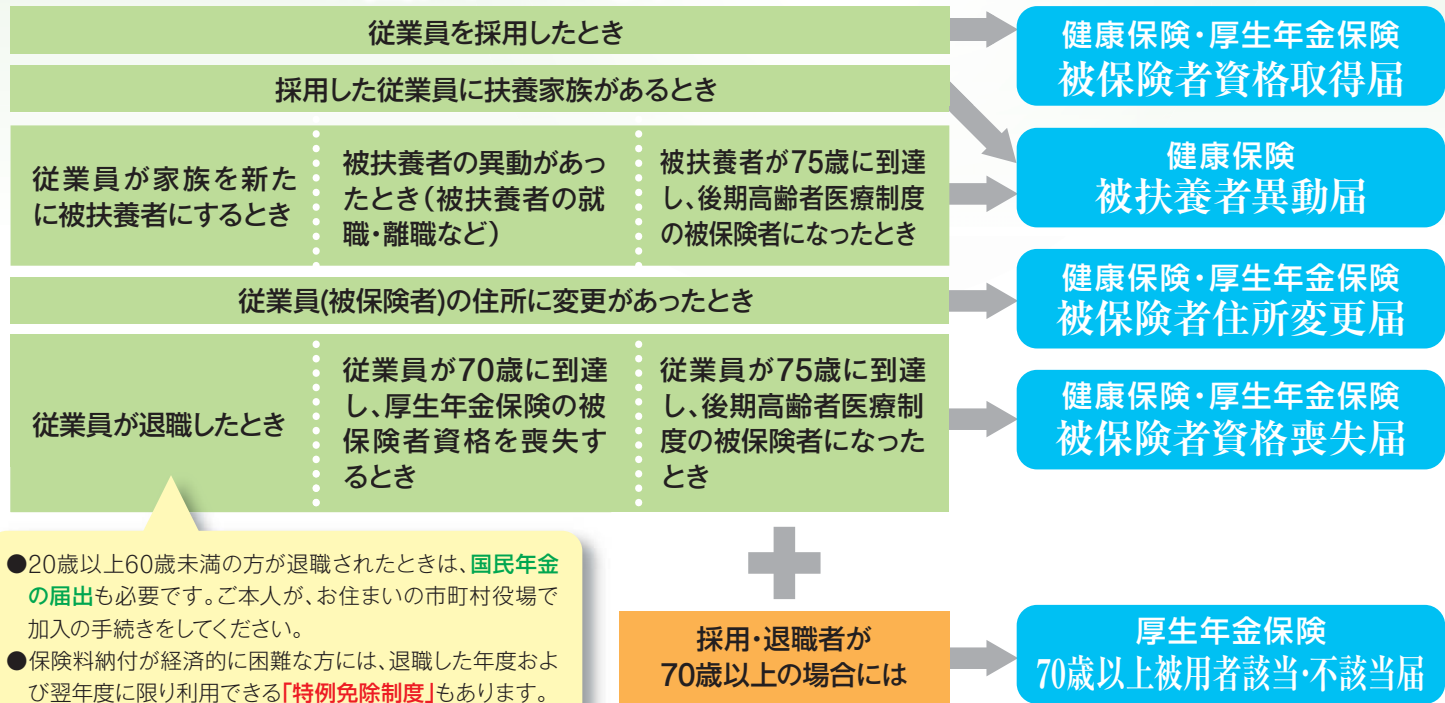
県内の年金事務所では、次の方を対象に健康保険・厚生年金保険に関する事務手続きの説明会を開催します。5月の説明会では島根労働局から年度更新事務についても説明します。開催日は下記のとおりです。

対象者 ①新任担当の方 ②新規加入事業所の方 ③その他受講を希望される方

出席を希望される方は、事前に年金事務所へ電話にてご連絡ください。

地 区	日 時	会 場
松江	5月23日(火) 13:30~16:30	くにびきメッセ(501大会議室)
出雲	5月11日(木) 13:30~16:30	出雲市民会館(301会議室)
浜田	5月19日(金) 13:30~16:30	浜田建設会館(会議室)

こんなときは、届出をお願いします



郵送による届出は岡山広域事務センターへ 届書の送付先 〒700-8501 岡山市北区新屋敷町1-1-18 山陽新聞社新聞製作センター5階 **日本年金機構 岡山広域事務センター** ※郵送の場合は郵便番号と名称のみで届きます。

窓口受付、電話・来訪によるご相談・お問い合わせは、**年金事務所** にお願ひします。

年金相談の予約制をご利用ください

日本年金機構では平成28年10月3日より全国の年金事務所 で年金相談の予約制を始めています。予約相談により、

- ①年金相談の待ち時間が短縮されます。
- ②予約時に事前に相談内容を確認することで相談時間を短縮できます。

などのメリットがあります。

予約相談は「**ねんきんダイヤル**」(0570-05-1165)または**各年金事務所**で受け付けています。ご予約の際には、年金手帳など基礎年金番号がわかるものなどをご用意ください。

- お問い合わせ先
- 松江年金事務所 TEL.0852-23-9540 ■出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045 ■浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

退職後の 健康保険加入先のお知らせ

退職後の健康保険には、「健康保険任意継続」、「国民健康保険」、「ご家族の健康保険(被扶養者)」の3つの選択があります。
毎月納める保険料などを比較の上、選択された健康保険にお手続きください。

●手続き先等

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの 都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市町村の 国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	下記①②の条件を満たす場合 ①資格喪失日の前日(退職日)までに被 保険者期間が継続して2か月以上あ り、75歳未満の方。 ②退職日の翌日から20日以内に申請 する。	お住まいの市町村の国民健康 保険担当課にお問い合わせくださ い。	ご家族が加入している健康保険 の扶養の条件を満たす必要があ ります。 ※ご家族の勤務先にお問い合わせくだ さい。
保険料	退職等された時の標準報酬月額 (上限28万円)によって決定され ます。 ※上限までは、退職等される前に給与か ら控除されていた額のおおよそ2倍 となります。	保険料は加入する世帯の人数 や、前年の所得等によって決まり ます。 退職理由等によって、保険料の減 免を受けられる場合があります。 お住まいの市町村により保険料 額が異なります。	被扶養者の保険料負担はありま せん。

任意継続の手続きにあたっての留意事項

- ✔ 退職日の翌日から20日以内に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出してください。
- ✔ 在職時の保険証は、退職後は使用できません。退職の際に、必ず事業主へ返却してください。
- ✔ ご家族を扶養とする場合は、添付書類が必要な場合があります(配偶者を被扶養者とする場合等)。
※平成29年1月以降、被扶養者のマイナンバー欄は必ず記入をしてください。
- ✔ 任意継続の健康保険証は、事業主から年金事務所(日本年金機構)に資格喪失届が提出された後に作成し、ご自宅にお送りします。
- ✔ 任意継続被保険者として加入できる期間は2年間です。
※途中で「国民健康保険に加入する」「ご家族の健康保険の扶養に入る」等の理由で資格を喪失することはできません。
- ✔ 任意継続被保険者は下記のいずれかの日に資格を喪失します。
 - 2年間の期間満了日の翌日
 - 保険料が納付されなかった場合、納付期限の翌日
 - 適用事業所の被保険者となった日(資格喪失申出書の提出が必要)
 - 75歳の誕生日、または後期高齢者医療制度の被保険者となった日(資格喪失申出書の提出が必要)
 - 死亡した日の翌日(埋葬料(費)支給申請書の提出が必要)

●手続きに関するお問い合わせ先

協会けんぽ島根支部業務グループ
☎0852-59-5144

平成29年度 事業予定のお知らせ(その1)

島根県社会保険協会

	「社会保険しまね」の作成、送付	「社会保険の事務手続」の作成・送付	事業所における社会保険実務の講座等を開催	健康づくりDVD貸し出し	社会保険委員 (健康保険委員・年金委員) 活動の支援
	会員事業所へ送付	申し込まれた会員事業所へ送付	会員事業所優先での受講の受付		社会保険委員等を対象
2017					
4月					
5月	5月号発行	● 申込ハガキを受付のうえ、必要部数を作成。 ● 5月号の社会保険しまねに同封して事業所に送付。			
6月					
7月	7月号発行				
8月					
9月	9月号発行				
10月					
11月	11月号発行				
12月					
2018					
1月	1月号発行				
2月					
3月	3月号発行				

● 申込ハガキを受付のうえ、必要部数を作成。
● 5月号の社会保険しまねに同封して事業所に送付。

「社会保険実務基礎講座」
(会場は調整中)

- ① 年金給付実務講座
(県内数カ所
3時間コース)
- ② 初任者対象
とする講座
(検討中)
- ③ 健保給付
実務講座
(検討中)
- ④ その他、
隠岐地区など
検討中

年間通して、事業所からの申し込みに対応しています。(新作DVDも随時追加)

● 社会保険員設置事業所には「月刊・社会保険」誌を毎月送付。(会員外事業所への送付は別途協議中)
● 毎年、「社会保険委員等研修会」を年金機構・協会けんぽと社会保険委員会が共催し、この事業を支援。

※実務講座等の受講に当たって、会員以外の事業所の方には受講料の負担をお願いすることがあります。

平成29年度 事業予定のお知らせ(その2)

	ソフトボール大会の開催 (浜田支部)	福利厚生事業		全国社会保険協会連合会による事業	
		夏期助成事業	冬期助成事業	レンタカーの割引	契約ホテル等の施設利用優待
	会員事業所が対象	会員事業所に利用券を送付	会員事業所に利用券を送付	会員事業所が対象	会員事業所が対象
2017 4月		プール (旧年度分)			
5月					
6月	浜田地区 6/11 予定				
7月	益田地区 7/23 予定	プール (新年度開始で通年)			
8月		海の家 山の家			
9月			山の家の一部は12月下旬まで		
10月					
11月					
12月					
2018 1月					
2月					
3月					

↑

当協会ホームページの「お知らせ」に利用方法搭載。

↑

現在、施設利用会員証など準備中のため、別途お知らせします。

↑

↑

- ボウリング利用
- スキーリフト券
- 温泉入浴の利用料を助成
(スケートは調整中)

↓

ご注意:事業予定は平成29年度予算(案)段階で作成していますので、予算決定後に一部修正がありますこと、ご注意ください。



ホームページもご覧ください



平成29年度会費納入のお願い

平成28年度の会費を納入いただきありがとうございます。おかげ様で無事28年度の事業を実施することができました。

ご存じのように、当協会の事業に要する費用は、事業主の皆様方にご理解をいただき、年1回納めていただきます社会保険協会費が唯一の財源でございます。

平成29年度の会費納入のお願いは、この「社会保険しまね」

3月号に同封させていただきましたので、引き続きご理解、ご協力をいただき、会費の納入をよろしくお願いいたします。

また、平成29年度社会保険協会費納入のお願いとともに、「平成29年度版社会保険の事務手続」の申込みハガキを入れていますので、ご希望の事業所の方は期限までに必要事項を記入の上、送付方よろしくお願いいたします。

「社会保険実務基礎講座」「年金給付実務講座」が終わりました



平成28年8月から12月まで5ヶ月間、毎月2日、「松江ブラバホール」と「益田市民学習センター」で開催しました「社会保険実務基礎講座」は、12月20日をもってフィナーレを迎えました。受講者51名の内、41名の方が80%以上(10日間のうち8日出席)を受講されましたので、修了証書をお渡ししました。

なお、受講された方々全員の出席率は86.5%、かつ51名中27名の方々は10日間全て出席されました。

また、年金給付実務講座は、隠岐の島町では21名の方々

が受講者され、年金給付全般を“社会保険の事務手続”本で説明しました。

松江・出雲・浜田・益田の会場では「60歳以後の年金額調整のしくみ」と題して、各会場40名の定員で合計160名の受講者を募集しましたが、受講希望が多くて各会場満席となり、可能な限り席を追加して175名の方に受講通知を差し上げましたが、会場によっては受講をお断りした方も10名ほどいらっしゃいました。

28年度ソフトボール大会の開催予定をお知らせします



浜田支部主催のソフトボール大会は、次の日程で開催する予定です。

浜田会場 平成29年 **6月11日** 日 石見海浜公園グラウンド

益田会場 平成29年 **7月23日** 日 久々茂コミュニティー広場

開催のご案内は当協会のホームページに掲載させていただきますので、ご覧ください。

また、今までに参加されたチームには別途お知らせしますので、参加準備をよろしくお願いいたします。

一般財団法人島根県社会保険協会にご加入ください



一般財団法人島根県社会保険協会は、健康保険・厚生年金保険の被保険者、及び被扶養者の福利の増進と、社会保険制度の趣旨の普及・推進を目的とした会員制の団体です。

平成28年度までにはご加入頂いていない事業所の皆様も、4ページ、5ページの事業等をご検討いただき、平成29年度から改めてご加入頂きますようお願い申し上げます。

社会保険に関する
各種書類のダウンロードや、
最新の情報はこちらから!

日本年金機構 <http://www.nenkin.go.jp/>
全国健康保険協会島根支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane>
島根県社会保険協会 <http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

社会保険しまね 通巻808号

発行者/(一財)島根県社会保険協会 文書提供/松江・出雲・浜田年金事務所、全国健康保険協会島根支部

2017.3.14発行 ※次回の発行については平成29年5月を予定しています。